

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	705	09_土木・建築	都道府県	鹿児島県	国土交通省、財務省	A 権限移譲	河川法第100条, 国有財産法第9条第3項, 第31条の2, 第31の3, 第31条の4及び第31条の5, 国有財産法施行令第6条第2項第1号フ, 不動産登記法116条	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき, 都道府県は, 国土交通省大臣所管の国有財産のうち, 準用河川の用に供されているものについては, 所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また, 国有財産法に基づき都道府県は, 国土交通省所管の国有財産のうち, 準用河川の用に供されているものについて, 隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については, 特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため, 市町村へ権限移譲を行うべきである。	【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は, 準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき, 県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は, 準用河川に供する国有財産について, 所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は, 準用河川の機能の維持のため, 準用河川の管理者として, 準用河川の境界立会を行っている。 市町村は, 準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから, 国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会, 登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は, 特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため, 法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。 【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度:実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度:16件, 平成24年度:14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内:1, 2ともに42市町村中, 32市町村(76.2%) 全国:国有財産法に基づく事務→31道府県, 不動産登記法に基づく事務→22道府県	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	706	11_その他	都道府県	鹿児島県	総務省	A 権限移譲	地方自治法第9条の5	新たに生じた土地の告示事務の権限移譲	地方自治法では, 市町村の区域内に新たに土地が生じたとき, 市町村長はこれを確認し, 都道府県知事に届出を行い, 知事は直ちに告示しなければならないとされている。一方で, 全国的に特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるほか, 告示の迅速化, 手続の簡素化の観点からは市町村へ権限移譲を行うべきである。	地方自治法に基づき, 市町村の区域内に新たに土地が生じたときは, 市町村長はこれを確認し, 都道府県知事に届出を行い, 都道府県知事は直ちにこれを告示しなければならない。この事務については, 全国的に特例条例による権限移譲が進んでおり, また, 告示の迅速化, 手続の簡素化の観点から市町村へ権限移譲を行うべきである。 <事務の実績> 平成22年度:5市町村において14件 平成23年度:1市町村において1件 平成24年度:5市町村において15件	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	707	05_教育・文化	指定都市	大阪市、大阪府	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9条 私立学校振興助成法第9条 学校教育法第4条他	私立幼稚園の設置認可・指導にかかる権限移譲	私立幼稚園にかかる設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	子育て支援や教育等、市民生活に直結する事務事業については、基礎自治体が地域の実情に合わせた行政サービスを提供する必要がある。 子ども子育て支援新制度の施行に伴い、「認定こども園(幼保連携型)」の認可については、政令指定都市及び中核市が行うこととなるが、私立幼稚園の認可については、都道府県の認可権限となっており、子ども子育て支援新制度を効果的に展開していくためにも、基礎自治体に設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限並びに財源を移譲し、認可にかかる窓口の一元化を図るべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	708	03_医療・福祉	一般市	安城市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満3歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。 なお、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【文部科学省(3)】【厚生労働省(14)】  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)  (ii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。  ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	709	01_土地利用(農地除く)	一般市	安城市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第34条、同法施行令第21条	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号の規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められているが、障害者総合支援法第77条に基づき、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められていない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業所が不足しており、障害者が住み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらうための障害者の特性に応じた適切な対応施策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内においても当該事業に係る施設の建築を行いやすくし、日中一時支援などのサービスができるようにしたい。  【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条第14号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	710	10_運輸・交通	一般市	安城市	国土交通省	対象外	道路運送法施行規則第5条	タクシー営業区域の緩和	一般乗用旅客自動車運送事業におけるタクシー営業区域は、道路運送法施行規則第5条に基づき中部運輸局長が定める営業区域(西三河南部交通圏:碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市)としている。この区域により市域が隣接しながらタクシー営業できない地区が存在する不合理が生じ、運行事業者の参入が限られてしまう弊害が出ている。従って、地方自治体が行なうコミュニティ交通の場合に限り、当該都市及び隣接する市町に営業拠点を置く事業者全てに、事業参入できるよう営業区域の規制緩和を行なう。	地方自治体が行なうコミュニティバスを補完する形で、公共交通不便地域に市民の移動手段として一般タクシーを利用した予約式乗り合いタクシー実施している。この事業については、昼間の空きタクシーを利用する触れ込みで、運行事業者の参入については問題なく実施できるものと考えていたが、近年のタクシー運転手不足の問題もあり、事業継続を行う場合の事業者選定に支障が出ている。広く運行事業者を選定しようにも縛りとしてタクシー営業区域が定められており参加できる事業者が限られてしまうため、せめて当該自治体に隣接するすべての自治体に営業拠点を置く事業者については事業参入できるようタクシー営業区域の緩和をお願いしたい。	—
H26	711	10_運輸・交通	一般市	安城市	国土交通省	対象外	道路運送法第78条	自家用自動車による無償住民輸送における緩和	自家用自動車(白ナンバー)による無償輸送を行なう場合、地域住民が運転手を行う対価の支払いについて、自治体から現金等での支払いが出来るように規制緩和したい。	地方自治体が行なうコミュニティバスを補完する形で、公共交通不便地域に市民の移動手段を確保するにあたり、近年のタクシー運転手不足から予約式乗り合い方式での事業継続が難しい状況となっている。そこで、地域住民による自家用車を利用した無償住民輸送を行う場合、その対価として現金等の支給が道路運送法上できない状況であるため、自治体から運行に必要な費用については現金等での対価の支払いが出来るよう規制緩和をお願いしたい。	—
H26	712	02_農業・農地	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第1項第5号 農地法第3条第2項第2号 農地法施行令第6条第1項第1号	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	国または都道府県の場合は、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについては、農業大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性から考えるが、今後においては、農業の一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。	これからの農業の保全振興を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流等を見据えた様々な事業を展開しながら、活用を進めていくことは大変重要である。また、長期的にはまちづくりや都市経営の観点からも、基礎自治体の農地取得による多角的な活用が求められると考える。したがって、現在の農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要としていただきたい。 また、本件については、これからの特色あるまちづくりの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	713	01_土地利用(農地除く)	町	聖籠町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第29条及び43条	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。)については、行為目的により必要な開発審査会の議を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。	【法改正による規制強化】 都市計画法第29条(43条)においては、線引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」による都市計画法の改正(H18.5.31公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。 【今後の懸念】 今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途がますます多様化するとともに、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務局:県)を経る必要が生じるものとなるが、開催は3ヶ月毎を予定しており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付議は、開発権者が許可妥当と判断するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していくことも考えられる。 【制度改正の必要性】 市町村が強い意志をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を選定し、他法令との調整を経て行うものでもあり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体がスピード感あふれる住民サービスの向上や大幅な事務量の削減のためにも、地方公共団体、特に事務権限委譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【農林水産省】  (5)農地法(昭27法229)  (ii)農地の利活用を目的とした市町村による農地の権利取得については、市町村が作成する農用地利用集積計画に基づいて権利の設定又は移転が行われる場合には、農地の権利移動に係る農業委員会の許可が不要である場合(3条1項7号)に該当することを、地方公共団体に周知する。</p>					
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	714	01_土地利用(農地除く)	町	聖籠町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第7条 都市計画運用指針IV-2-1-B	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用構想に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。	【町都市計画の経緯】 本町は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を機にS39年都市計画指定、S45年に近隣市町村と新潟都市計画区域として線引きされた。結果、政策的な必要性に迫られたものといえ、大部分を占める地域は市街化調整区域となった。 【支障事例】 現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分規制で困難となっている。例として、S52年の役場庁舎移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共施設を整備し、地区を「中心市街地促進エリア」とし住環境整備促進しているが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、3市町構成で、区域区分変更は単独市町ではできず、また、区域区分の考え方は、都市計画法第7条に関連して都市計画運用指針に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなっている。 【制度改正の必要性】 線引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、線引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿が大きく変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考え。よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望むものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	715	07_産業振興	町	聖籠町	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲	工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。	【支障事例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。 緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれる投資は、既立地企業の同一敷地内での事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不相当であると考え。 【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。 また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	716	02_農業・農地	町	聖籠町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項・第13条第2項・第4項	農振農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和	①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。 ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連たんせず、通作ができないこと ②現状が遊休農地又は荒廃農地 ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置 ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る) また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。	【支障事例】 農振法で農地の合理的利用を目的のひとつとしているが、現況が遊休農地又は荒廃農地であったとしても第13条第4項により、都道府県知事との協議に半年以上要している。加えて現状では、再生可能エネルギー施設は同意しかねる除外理由であり、事業申請者が発意できない状況になっている。 【制度改正の必要性】 エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされている。また、10ha未満の連たんせず、通作ができない農用地区域は、除外しても集団化又は効率化に支障を及ぼすとは考えられず、担い手への農地集積に支障を及ぼす恐れもない。よって土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することにより、我が国の持続的発展に寄与することができる。 【懸念の解消策】 都道府県知事との協議・同意をなくすことで、他市町村間の隣接農用地区域の効用が損なわれる懸念が想定されるが、届出により県に調整役として関与してもらうことで補填できることから懸念は解消される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	717	02_農業・農地	町	聖籠町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条・第5条	農地転用基準の緩和	当町提案4による除外後の農地に限り、農地法の規定に関わらず転用可とする。	【支障事例】 当町提案4による農振除外後も農地法第4条及び第5条により転用して有効活用を図ることが出来ない場合がある。特に農地種の判断基準については、農地の性質そのものに着目したものではなく、周囲の状況等により判断されるため、遊休農地又は荒廃農地であっても、原則転用出来ない第1種以上農地として扱われることがある。 【制度改正の必要性】 エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされているが、第1種以上農地と扱われる限り転用できない。しかし、この制度改正により土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することが可能となれば我が国の持続的発展に寄与することができる。 【懸念の解消策】 第1種以上農地で再生可能エネルギー施設を無秩序に開発される懸念が想定されるが、当町提案4による農振除外後の区域に限って転用を認めることから当該懸念は解消される。また、当該区域の第1種以上農地が開発されることにより、隣接農地への往来、通作等に影響がある懸念も想定されるが、もともと遊休農地又は荒廃農地であり、往来、通作等への新たな影響があるとは想定されない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	718	01_土地利用(農地除く)	都道府県	栃木県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第14項	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必要がなくなったことによる農業地域の縮小(市街化区域編入)、農業振興事業の実施に伴う農業地域の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、国と協議を要することとされている。</p> <p>土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもので、また、計画図の変更案件については、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取を行っており、国との協議自体が形式的なものとなっていることが多いため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とするべきである。</p> <p>【支障事例】</p> <p>計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。なお、今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想される(平成26年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度が予想される)。(※)提出書類:変更内容総括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図(縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	719	02_農業・農地	都道府県	徳島県、兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定	現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	本法に基づく地域の農林水産物の利用促進計画の策定は都道府県で行っており、本計画の認定に当たっての十分な知見を都道府県が有しているところ。一方、申請者にとっては、本計画の認定について国(農政局)において認定を受けるという点については、一定の時間を要することから、農業の成長産業化に向けて、円滑な事業実施を行うためにも、本計画の認定を、地域の実情に熟知した都道府県が実施することにより、認定件数の増加につなげ、地域農業の活性化につなげることが出来る。また、併せて、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を対象とするよう、認定要件を緩和する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】 (14) 国土利用計画法(昭49法92) (ii) 土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。</p>			<p>【国土交通省】平成26年度土地利用基本計画の変更状況等について (平成27年4月)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_718">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_718</a></p>	
-	-	-		-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	720	02_農業・農地	都道府県	徳島県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	農地の転用に関する事務	農林水産大臣許可案件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。	大臣転用案件については、都道府県を経由して国において許可・不許可を判断しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、権限を地方に移譲して、申請者側の負担を軽減する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	721	09_土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、鳥取県、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 施設機能向上事業(ロ-3-(2))	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-(1))」に該当する事業であって、」を削除。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業に該当する」との制約が付されている。この「交付対象事業」から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多く所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は8河川なので、全体の約2%にしか適用できない。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	722	09_土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、鳥取県、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤改良事業」中の「①(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1. 5億円以上」に規制緩和。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要に迫られているが、現時点では、その交付対象要件として「…4億円以上…」との制約が付されている。この「交付対象事業の要件」を「…1. 5億円以上」と「規制緩和」が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。</li> <li>都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。</li> <li>農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</li> <li>協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。</li> <li>上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</li> </ul> <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</li> <li>4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	723	09_土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築事業(ロ-8-(1)中)	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P386の「⑤-1砂防設備等緊急改築事業」のイ(i)「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して」を「現在の技術基準に照らして」に拡充。総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の事業採択要件では、「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」に該当することとなり、土石流区間の砂防堰堤等が対象となっている。しかし土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整は土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象にする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改築の採択要件に合致しない施設を単独費で対応するのは難しい。緊急改築の採択要件を拡充することにより、土石流区間以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	724	05_教育・文化	都道府県	徳島県、京都府、和歌山県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和	小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を搬入することができるよう、国の規制を緩和すること	保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない。本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組んでおり、この取組みをさらに推進するに当たり、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、国の規制を緩和する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	725	03_医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の2等	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し	医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと。 具体的には、①現行の人員配置体制加算(I)の配置基準を超えて手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応看護師配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別支援加算」の新設を図ること。	【支援事例】 重症心身障害者を多数受入れている生活介護事業所では、看護師は約3人(運営基準では、”常勤・非常勤を問わず1人置く”となっているのみ。)、生活支援員は1:1対応に近い人員配置を行っており、こうした事業所に対して、報酬に上乘せ補助を行っている。 【制度改正の必要性】 重症心身障害者への支援にあたっては密度の高い医療的なケアが求められ、また強度行動障害者の支援にあたっては常時見守りが必要であることから、こうした重度障害者への適切な支援を行うためには、現行の報酬基準では対応が困難であり、現場の実態に即した報酬体系への見直しが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	726	03_医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3-1等 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領別紙2	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し	社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)基準を見直すこと。 具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助」(グループホーム)の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付基準(単価)を見直すこと。 具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準単価の見直しを図ること。	【支援事例】 本県では、重症心身障害者等に対応した生活介護事業所やグループホームの整備を促進するため、特殊浴槽等設備の整備等の掛かり増し経費の補助を行っている。 【制度改正の必要性】 ストレッチャー等を利用することが多い重症心身障害者が通所事業所やグループホームを利用するにあたっては、特殊浴槽の設置のほか、廊下や部屋等のスペースも広くとる必要がある。 災害時の対応にあたっては、スプリンクラーの設置など施設設備面での対応も重要である。 重症心身障害者や強度行動障害者等の重度の障害がある人が、身近な地域で継続した生活を送るためには、こうした人たを受け入れることができるための施設整備と、それを支援するための制度見直しが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	727	02_農業・農地	都道府県	徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱	大豆・麦等生産体制緊急整備事業の簡素化	都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことにより、事務手続を簡素化する。	都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、現状の「協議会」に参画している団体等に対しては、事業実施に際して、その意見を聞くことが出来る、というように制度改革を行う。このことにより、「協議会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・安全に管理することが出来る。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	729	11_その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方自治法第14条	条例制定権の抜本的な拡大	地方のことは地方で決定できることが基本となるよう、法律の実施規定を「包括的に条例に委任」する一般原則・基準を定めること。	【制度改正の必要性】 これまでの義務付け・枠付けの見直しは、対象項目の選定や「従うべき基準」の存在など、国主導の下で進められ、地方の意欲や工夫が十分反映できないため、地域の実情に応じた制度設計が行えるよう、抜本的かつ包括的に条例に委任できる仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 個別法令・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障すること。特に法律の規定(例:包括委任規定)を根拠として政省令等で義務付け・枠付けをしているものについては、条例委任すること。	—
H26	730	11_その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方財政法第5条、第5条の3、第5条の4	地方債制度の見直し	成果指標と結果に基づく目標管理型の新たな地方債制度への転換 ・地方債の使途ではなく、効果を重視した制度への転換 ・成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度 ・地方分権時代にふさわしい、地方の裁量と責任を尊重した制度	【制度改正の必要性】 現在の地方債制度は、地方財政法により対象事業が建設事業等に限定されるなど、使途に制限がある。また、地方債が正しく使用されているかが重視されており、施策目的達成のために有効かといった観点での制度になっていない。 【制度改正の内容】 地方債の使途ではなく、効果を重視した制度への転換を図り、地方自治体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度に転換すべき。	—
H26	731	08_消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の2から第86条の5まで	災害対応時における包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法レベルの限定列举に留まっている。 災害は、いつも新しい顔、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政省令で無数に定められている。 緊急時対応の場面において、政省令を含めた一連の規制をクリアするためには、“包括的な”適用除外措置が可能となるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりかむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。 【支障事例】 東日本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格緩和)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	732	08_消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	【制度改正の必要性】 災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道府県知事が定めるとされ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】 同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされているところ。 しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。 【懸念の解消策】 国による関与は、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後的に責任を果たせるのではないか。 【制度改正の内容】 地方が地域の実情に応じて主体的に救助できる仕組みを検討すべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準について、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨言及されている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	733	05_教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省、厚生労働省	対象外	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)第1条第2号 大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)別表第1 ロ	医学部新設等医師養成に関する規制緩和	医学部新設に関する規制緩和 医学部定員の上限に関する規制緩和	【制度改正の必要性】 本県の平成24年未現在における人口10万人当たり医師数は195.1人で、全国平均(237.8人)と比較し約43人少ない全国第42位となっており、全国との格差は広がる傾向にあるなど、医師の絶対数不足が深刻。 医療の高度化や専門化等により、外科、産科・産婦人科、麻酔科などの人口10万人当たり医師数は、それぞれ全国順位第46位、第43位、第41位と特定診療科の医師が不足しており、救急医療や出産などへの影響が懸念。 本県の人口当たり医師数が少ない原因は、医師養成機関である新潟大学医学部定員が人口に比べて大幅に少ないことが主な要因と考えられている。 【支障事例】 現在、医学部の設置については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)により、認可に係る審査の対象外となっている。 医学部定員についても、H20以降臨時的に増員が図られているものの、大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)により、現在140人が上限となっている。 【制度改正の内容】 こうした規制を廃止又は緩和し、地域の実情に応じて医師養成数の増を可能とすることが必要である。	-
H26	734	06_環境・衛生	都道府県	新潟県	環境省、経済産業省(資源エネルギー庁)	対象外	環境影響評価法 環境影響評価法施行令	再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮	再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。	【制度改正の必要性】 平成24年10月から風力発電が環境アセスメントの対象となり、平成25年4月から配慮書手続が導入され、環境アセスメントの手続に3~4年程度の期間を要すること等が、風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大の障壁となっている。 【制度改正の内容】 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。 【国の施策との関連】 国(資源エネルギー庁)では、平成26年度から「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を実施し、環境アセスメントの手続期間の半減のための実証事業に取り組んでいる。	-
H26	735	05_教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省、総務省	対象外	学校教育法附則第5条 地方独立行政法人法第21条第2号	公立大学法人の附属幼稚園の設置	公立大学法人が、附属幼稚園を設置できるようにする。	【制度改正の必要性】 公立大学法人は、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができないと定められているが、実践的な能力を持つ幼稚園教諭を養成するためには、大学と教育や研究面で十分な連携が図れる附属幼稚園を、公立大学法人が設置できるよう制度改正が必要である。 【支障事例】 平成21年に新潟県立女子短大を4年制大学化し、設置運営を公立大学法人が行うに当たり、同短大の附属幼稚園を法人に引き継ぐことができず、当該幼稚園を県の機関として残さざるを得なかった。 附属幼稚園から県立幼稚園になったために生じる問題点として、次のとおりである。 1 幼稚園の組織体制について、法人化前は大学教職員により幼稚園の園長を含む組織編成ができたが、法人化後は県立高校の校長を園長兼務とするなどの体制となっているのが現状である。 2 次の理由から、県立大学の教育実習等の日程調整が難しくなっている。 県実施の教職12年経験者の研修(県立幼稚園も会場となる)等が優先される。 附属ではなくなったため、他大学からの実習生受入れが多くなっている。 【制度改正の内容】 公立大学法人が、附属幼稚園を設置できるようにする。	-
H26	736	02_農業・農地	都道府県	秋田県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価の見直し	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価を実勢単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】 たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)による工事費単価の上限が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。 国では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用のかなり増しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【農林水産省】  (18)たい肥舎等建築コストガイドライン  たい肥舎等建築コストガイドラインについては、たい肥舎等整備をめぐる情勢の変化に関する実態調査の結果等に基づき、必要な見直しを行う。</p>			<p>【農林水産省】堆肥舎等建築コストガイドラインの改正について(平成27年2月27日付け生産局畜産部畜産企画課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26futu-tsuchi.html#h26_736">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26futu-tsuchi.html#h26_736</a></p>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	738	06_環境・衛生	中核市	豊田市	環境省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条 同法施行令第2条、施行規則第23条～第27条	特定外来生物の防除活動の手續の見直し	既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和 主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手續きの簡略化	【地域の実情等】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると見え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。 【解消策】 法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	739	06_環境・衛生	中核市	豊田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2、第14条第5項、第14条の5第5項、第15条の2	廃棄物処理施設等の設置許可に当たったの立地基準等の条例委任	廃棄物の処理施設の立地基準について、地域の実情に合わせて、条例により設定できるよう規制緩和を行う。	【地域の実情】 現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、同法に定める施設の技術的基準に適合していれば、廃棄物の処理施設を設置する場所について規制を受けないため、許可権者としては許可せざるを得ない。 【支障事例】 豊田市においては、住宅地の隣地における廃棄物の処理施設の不適正処理(過剰保管)により、周辺環境への影響が問題となり、また、自然豊かな山間での産業廃棄物最終処分場計画に対して反対署名運動が行われた。 【制度改正の必要性】 施設の技術的基準のみによって廃棄物の処理施設が許可されると、廃棄物の処理施設のもつ負のイメージや不適正処理が行われた場合の影響などから、廃棄物の処理施設が建設される場所の周辺における住宅の立地状況や自然環境、地域(観光)資源等の状況によっては、住環境や地域経済は大きな影響を受けることになる。よって、各地域の実情に合わせて、条例により立地基準を設定できるようにしていただきたい。 【解消策】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正して、住宅環境、自然環境、地域資源等の各地域の実情に合わせて、廃棄物の処理施設の立地基準を条例により設定することができるように、立地基準の設定権限を都道府県、指定都市、中核市等に移譲してもらいたい。 【効果】 地域の実情に合わせた立地基準に従って廃棄物の処理施設が立地することにより、計画的なまちづくりを行うことができ、住民の生活環境の保全や地域振興に寄与することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	740	06_環境・衛生	中核市	豊田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	騒音規制法第5条、第6条～第11条	騒音規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	騒音規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。しかし、現状、騒音の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する騒音が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの騒音が原因の苦情の方が多い。悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正するとともに、当該改正に伴い、不要になる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】 本市内の全事業場数14,831(平成21年7月実施経済センサスによる)のうち、騒音規制法に係る特定工場等の数は、829(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】 平成25年度中の騒音苦情件数は、72件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は15件と規制対象外となるカラオケ等の営業騒音に係る苦情件数は11件と比較しても大きな差はなく、大半を占める状況にない。 また、法第8条に基づく特定施設の数等の変更届出についても、騒音規制法施行規則第6条第3項の規定で、数を減少する場合及び直近の届出により届け出た数の二倍以内の変更は届出をしなくても良いことになっており、行政も事業者も特定施設の届出について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。 【制度改正の必要性】 騒音の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場に対しては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるか否かは関係がないため。 【解消策】 全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】 法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。 また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【農林水産省(14)】【環境省(6)】          特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平16法78)          特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合に、逸出しないことが確実であつて処分を目的として移動させる行為は、禁止される運搬行為に該当しないとする見直しを行う。          [措置済み(平成27年1月9日付け環境省自然環境局野生生物課通知)]</p>			<p>【農林水産省】【環境省】特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用(植物の運搬及び保管)について(兵士総27年1月9日付け自然環境局野生生物課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_738">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_738</a></p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	741	06_環境・衛生	中核市	豊田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	振動規制法第5条、第6条～第11条	振動規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	振動規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。しかし、現状、振動の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する振動が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの振動が原因の苦情の方が多い。悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正するとともに、当該改正に伴い、不要になる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】本市内の全事業場数14, 831(平成21年7月実施経済センサスによる)のうち、振動規制法に係る特定工場等の数は、681(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】平成25年度中の振動苦情件数は、12件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は3件と大半を占める状況にない。 また、法第8条に基づく特定施設の数等の変更届出についても、振動規制法施行規則第6条第2項の規定で、数を減少する場合は届出をしなくても良いことになっており、行政も事業者も特定施設の数について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。 【制度改正の必要性】振動の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場に対しては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるか否かは関係がないため。 【解消策】全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	742	03_医療・福祉	一般市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民生委員法第10条、昭和28年法律第115号の改正附則第3項	民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任	民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。	【地域の実情】民生委員の定数:569人 平成25年12月1日時点の欠員3人 民生委員児童委員協議会地区協議会(以下「地区協議会」という。)設置数:27 【支障事例】民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や翌年3月末で定年退職する人など翌年の4月1日からであれば引き受けられることができるというパターンが2件あった。民生委員のなり手不足の一因になっているといえる。 また、地区協議会に対して市から補助金を出しており、各地区協議会の補助金申請等の手続についても指導・支援をするが、一斉改選のある年度については、地区協議会の役員改選等が発生し、指導・支援が煩雑になる傾向がある。多数の地区協議会を設置している市にとっては支障となる。なお、この市の補助制度は、交付税措置の対象となっている。 【制度改正の必要性】全国民生委員・児童委員連合会から要望としても厚生労働省に対して、一斉改選時期の見直しについて提出されているし、地区協議会において、民生委員から同様の意見が出されることが度々ある。市としても【支障事例】に記述の内容の改善につながるため、任期の始期を4月1日に改めることができる制度改正が必要である。 【解消策】民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定できるように条例委任する。 【効果】民生委員のなり手不足の解消、民生委員児童委員地区協議会の補助金に関する事務手続の支援の軽減につながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	743	09_土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいる。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	744	03_医療・福祉	都道府県	東京都	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条、第32条の2、第33条、第35条	保育所に関する基準に係る地方の裁量拡大	保育所の基準にかかる条例を都道府県が制定するに当たり、従わなければならないとされている府省令で定める事項について、参酌化すること。	【現在の制度】児童福祉法第45条にて、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で定めることを求められている。条例制定にあたっては、同条第2項により厚生労働省令の定めるところに従うこととされている。 【制度改正の必要性】平成13年度に創設した都独自の基準を定めた認証保育所では、基準面積の年度途中の弾力的運用を認め(2歳未満児居室面積について年度当初3.3㎡→年度途中2.5㎡)、産休、育休明けなどの年度途中の保育ニーズの受け皿として柔軟に対応している。また、保育従事職員の資格要件について、保育士以外の多様な人材の活用を可能にするため、保育士については常勤6割としており、制度開設後12年を経過しているが、これまで適切に運営され、多様な保育ニーズに応えている。こうした地域の実情に応じた基準により設置している認証保育所は、制度創設以来、毎年度増え続け、直近10年でみると、認証保育所が543か所、認可保育所296か所増加し、増加の7割を認証保育所が占めており、都の保育施策で大きな実績を上げている。それでもなお、都内の待機児童数は8千人を超えており、解消に向けた保育サービスの拡充が急務である。そのため、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準のうち保育所に係る「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」に見直していただきたい。 これにより、認証保育所と同様に、認可保育所についても基準面積の弾力的運用が可能となり、待機児童対策や要支援児童への適切な保育の提供に資する。また、保育士以外の資格を持つ者の活用や資格要件の緩和により、現状でも不足している保育人材の有効活用が図られる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(1) 児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(ii) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室面積(同基準32条)については、三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、平成27年3月31日までの間、居室の面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、平成32年3月31日まで延長する。</li> <li>・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(同基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。</li> </ul> <p>上記(i)(ii)に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実な施行を図るとともに、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。</p>			<p>【厚生労働省】保育所等において必要な保育士の確保が難しい状況にある場合の対応について(平成27年3月19日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_744">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_744</a></p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	746	02_農業・農地	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第2条第1項、第4条、第5条	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日 13経営第6953号)にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車場用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	【具体的な支障事例と必要性】 本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、従来から養液栽培を行う農家の割合が大変多く、次世代植物工場ともいえる統合環境制御を伴う養液栽培も急速に増加している。また、イチゴ栽培においては高設ベンチによる栽培が一般的になっている。こうした中、更なる効果的な産地強化を図る上で以下の事項が問題となっている。 通路のみにコンクリートを舗装した場合、育成作物の変更などにより養液設備や通路の間取りを変更する場合に柔軟な対応ができない。 一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下の未舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一般的に全面舗装よりも割高になってしまう。そのため、施設園芸で養液栽培の農家は、温室内の地面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。 収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペースやトラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車で運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。 転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室と一体として農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすよう提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	747	02_農業・農地	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第5条第1項第1号	市町村に対する農地転用制限の緩和	国又は都道府県が、地域振興上または農業振興上必要性が高いと認められる施設のために行う農地転用は、許可不要とされているが、市町村についても同様に許可不要となるよう農地転用の規制緩和を求める。	【理由】 東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。 農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。 【支障事例】 国県が農地転用する際の許可は不要であるが、市が農地転用する場合は、許可を受ける必要があるため、多大な時間と手間を要するほか、許可基準によっては、許可されない場合もある。 これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	748	02_農業・農地	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止	農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止するよう規制緩和を求める。	【理由】 東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。 農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。 【支障事例】 本市の場合、豊川用水事業が完了していないため、区域内の産業用地の開発には、一定の要件を満たす地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(以下、27号計画という。)の作成が求められる。27号計画に定める施設は、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られているが、県の意向に大きく左右されるため、市の実情に合った戦略的な地域振興の取組みができない。 これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	749	08_消防・防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条、第16条	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。 しかしながら、これらの施設の周辺には住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】  (5)農地法(昭27法229)  (vi)植物工場など農業の六次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から、基準の明確化を図る。  なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、植物工場を含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。</p>			<p>【農林水産省】地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について(平成27年3月11日付け農林水産省農村振興局長通知)  【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(平成28年3月30日付け農村振興局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_746">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_746</a></p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	750	02_農業・農地	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4の該当項目とすること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液化化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 国民の命を守ることを最優先に、重要な要配慮者施設の移転促進を図る必要があるが、本市においては、市街地区域内に購入可能である程度まとまった土地が少ないことから、近傍の農地への移転が現実的である。しかし、農用地区域への移転にあたっては、現行の農業振興地域の整備に関する法律に即した要件が適用されるものと考えている。 このような事例に限っては、早期の実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。 【制度改正の内容】 津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮者施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	751	01_土地利用(農地除く)	中核市	豊橋市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	開発許可制度運用指針	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂	開発許可制度運用指針 III-7 法第34条第14号等関係(18)医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加すること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液化化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関(要配慮者施設)が存在している。 こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。単独での高台移転は同法の特例の対象外という制度である。 しかしながら、被災時における救急医療体制を確保するため地域性を踏まえたときに、該当施設の場合、市街化区域内にある程度まとまった土地が無いことから、近傍の市街化調整区域への移転が最適であると判断されるが、運用指針に記載が無いため、許可が得られない状況である。 そのため、開発許可制度運用指針 III-7 法第34条第14号等関係 (18)医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加することにより市街化調整区域内の適地への移転許可が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	752	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲	農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。	<p>【現行】4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても、地域の実情に応じた農業生産の基盤である農地の確保といった県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。</p> <p>【制度改正の必要性】全国知事会による自治体アンケートによれば、企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間(2年程度)要した事例もあり、計画的な地方の施策展開に支障が生じている。そもそも許可基準は同一であり、面積で許可権者が異なるのは不合理。大規模農地の農地転用許可権限を都道府県に移譲することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。</p> <p>【改正による効果】地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることには合理性はない。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	753	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続きの簡素化	攻めの農業実践緊急対策事業の補助金交付事務を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。	<p>【現行】効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低コスト・高収益な生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ助成金を交付し、地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。</p> <p>【制度改正の必要性】上記の事務手続きについては、非常に煩雑になっているため、事務手続きを簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。</p> <p>【改正による効果】地域農業再生協議会の事務局は市町村が執り行っている場合が多く、技術的指導が困難であるため、事務手続きの見直しにより、地域事情に精通し広域的な視点を有する都道府県が関与することになるため、農業者等に対する指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めることができる。さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	754	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付事務手続きの簡素化	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続きを簡素化すること。	<p>【現行】耕作放棄地を再生利用する活動への支援を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。</p> <p>【制度改正の必要性】しかし、事業実施にあたっては、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続きが煩雑であるため、事務手続きを簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。</p> <p>【改正による効果】耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取組みなど、構成員である県や市町が主体的に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関による事業の周知や指導があわせて可能になるとともに、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域に根付いた知識に基づく指導も可能になるなど、より総合的に事業効果を高めることができるようになる。さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。なお、改正後、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。</li> <li>都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。</li> <li>農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</li> <li>協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。</li> <li>上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</li> </ul> <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</li> <li>4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	755	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	産地活性化総合対策事業実施要綱	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ移譲すること。	【現行】 新品種・新技術等を活用した産地形成の取組に対する支援など産地活性化総合対策事業においては、国から民間団体等の事業主体へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 当該事業の実施には高度な農業技術の確立や技術確立後の広域的な技術普及が必要であるため、農林振興事務所や農業改良普及センター、専門技術員等との連携によるきめ細やかな技術指導が必要である。 【支障事例・効果】 実際には、市町、生産者団体、農協の三者だけで事業を進めている背景があり、専門の技術職員の不足から、地域全体への波及効果や技術の底上げ効果が低い。 実際に事業を実施した小野市の事例では、事業前の平成21年度1.1haであった有機農業面積が、事業実施後には約5.1haにとどまるなど、面積の広がりも小さかった。 したがって、円滑に事業を推進するために補助金交付事務は都道府県が担うべきである。また、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地域の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	756	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 農山漁村地域の居住者・滞在者を増やすための対策を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」において、市町が策定した計画に基づく事業については、都道府県を経由せず国から直接市町に交付されている。 【支障事例】 県が計画策定に関与することがないため、計画主体となる市町に対し、広域的な観点での計画策定に対する指導等が実施できていない。 【改正による効果】 中山間地域の活性化については、都道府県においても複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高め、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	757	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	都市農村共生・対流総合対策交付金を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等に係る取組を支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 都市と農山漁村の交流、グリーン・ツーリズムなどを推進する組織づくりや人材育成を図るためには、地域によって地勢や社会条件が異なるにもかかわらず、全国的視点で画一的に選定することで効果的と言えるのか疑問である。 【改正による効果】 そこで、地域の実情を把握し、かつ広域的な地域振興に精通している都道府県が総合的な視点に立った実施主体の選定や指導等を行うことにより、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	758	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	「農」のある暮らしづくり交付金を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 交流農園や福祉農園の整備を支援する「農」のある暮らしづくり交付金については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性・効果】 都道府県においては、農園の整備というハード面だけでは不十分なことから、体験農園や実習講座などのソフト事業についても事業を実施している。 また、当該事業の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望拡大や、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズ拡大への対応であるが、高齢者・障害者への支援については、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。 【支障事例】 都市計画区域内で施設を整備するのに必要な法手続を、国が指導していなかったことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が介していれば防ぐことのできた事例もあり、多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【農林水産省】 (13)産地活性化総合対策事業 国と都道府県の一層の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業の採択状況等に係る情報提供を行う。			【農林水産省】産地活性化総合対策事業実施要綱の制定について(平成27年4月9日付け農林水産事務次官依命通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_755">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_755</a>	
4【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。			【農林水産省】平成27年度当初予算において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用する活性化計画の受付について(重要な変更を行う計画を含む)(平成27年1月19日付け農村振興局整備部農村整備官補佐(活性化支援班担当)事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_756">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_756</a>	
4【農林水産省】 (18)都市農村共生・対流総合対策交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。			【農林水産省】都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱の一部改正について(平成27年4月9日付け農林水産事務次官通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_757">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_757</a>	
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	759	02_農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要綱	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	【現行】 経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米からの転換作物等について、特定の品目を戦略作物として指定し、全国一律の単価を設定しており、国が、直接、農業者にその作付けに合わせて交付金を交付している。 【支障事例】 本県で作付を推進している野菜は、本県の水田への作付面積では、麦や大豆、飼料作物よりも大きく(約4倍)、水田活用を進めるための最も重要な作物となっている。 野菜の作付推進には、県や地域段階の産地交付金活用も実施しているが、その他の地域特産物の振興や、麦・大豆の団地化の取組推進との兼ね合いもあり、十分な支援につながらない。(本県の野菜作付面積:H22年 9,480ha → H24年 9,340ha(△140ha)) 【制度改正の必要性・効果】 現状では、戦略作物として対象となる作物は全国一律であり、上記のように、本県で作付を推進している野菜は、対象作物とされていない状況である。 地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る上でも、交付金の財源を国から都道府県へ交付金化し、移譲したうえで、助成対象作物や、単価の設定を都道府県で出来るようすべきである。 また、都道府県が実施する各種振興施策と運動させることによって、より効果の高い事業展開が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	760	02_農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要綱	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	【現行】 米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従い、主食用米の作付けを行った農業者に交付されるものである。 【制度改正の必要性】 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【改正による効果】 これにより、現状では、平地と中山間地等の条件不利地との間や、大規模稲作農家などの担い手と兼業農家の間でも一律である助成単価に差を設けるなど、各都道府県の地域性に合わせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。 (平成29年度までの時限措置)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	761	02_農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱	日本食・食文化魅力発信プロジェクト 日本の食魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲	「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から都道府県へ移譲すること。	【現行】 地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るための商品開発、販路拡大、人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、交付金は「食のモデル地域実行協議会」に直接交付され、当該協議会に県が構成員となっていない場合は、都道府県の関与なく事業が実施される。 【制度改正の必要性】 都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開しており、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技術情報やデータベースを有効に活用できることから、より効率的に事業を展開することが可能となるため、国から都道府県に事務を移譲すべきである。 【支障事例】 具体的な支障事例として、本県では淡路島の農水産物・加工食品の生産・流通・観光・消費が一体となつて、食料生産拠点としての淡路島の魅力をさらに引き出すとともに、島内はもちろん京阪神などの大消費地での新たな需要を開拓することを目的として、22年度に「食のブランド淡路島推進協議会」(事務局:洲本農林)を設置し、ブランド推進戦略を展開してきた背景がある。一方で、25年度に淡路市や(株)パソナ等が構成メンバーとなり、「淡路地域食のモデル構築協議会」を設立し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されたことについて後日に県に情報が入り、取組内容についても、県の「食のブランド淡路島推進協議会」と重複する部分があり、県が本事業の交付事務を行っていれば、応募団体に対し既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導することで、より効果的に事業展開が可能となったが、調整不足が見られた。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	762	04_雇用・労働	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県	厚生労働省	A 権限移譲	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等	ハローワークの都道府県への移管	平成24年10月から3年間を目処として埼玉県、佐賀県でハローワーク特区の取組の検証が進められているところであるが、より踏み込んだ施策を展開するため、ハローワークに係る権限、人員、財源の全面的な都道府県への移管を進めること。	【提案による効果】 ① 身近な場所での必要な支援の提供 ・求職者の能力・適性に応じた就職相談をはじめ、職業訓練・職業紹介まで一貫したきめ細かいサービスが実現し、着実な就労に結びつけることが可能 ・住居・生活・福祉等に係る必要な支援のワンストップでの提供、市町村と連携した求職者本位のトータルな支援が可能 ・交通至便地や身近な施設にサテライトを設置したり、託児サービスや利用時間延長など様々なサービスを各地域の判断で展開可能 ・インターネット等を活用した求人・求職情報へのアクセス環境の整備による利便性の向上 ② 企業支援と雇用政策の一体化 ・産業振興部門と一体となった企業の人材確保支援や新産業育成などの産業振興政策と連携した雇用政策の展開が可能 ③ 学校教育との連携の強化 ・学校との連携強化により、キャリア教育の拡充や若年就労の改善が可能 ④ 行政改革の推進 ・省庁の縦割りがなく、首長の判断で部局の枠を超えた弾力的な人員配置が可能 ・求職者のニーズに対し、所管外であっても、的確な相談窓口迅速・確実に引き継ぐことが可能 ・住民や議会の監視の目が届きやすく、透明度が向上 【国が指摘する問題点への回答】 ・地方移管しても、雇用保険の財政責任は国が担えばよく、運営主体が都道府県になることで、地方議会の監視の目も行き届き、より透明性の高い運営が可能になる。 ・職業紹介の全国ネットワークは、都道府県が共同で設立する組織が引き継ぎ管理を行うなどにより維持することが可能になる。 ・全国一斉の雇用対策の視点については、国が統一性を保持すべき点は法令等で基準を定めればよく、地方移管により、地域の実情に応じた雇用対策が可能になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【農林水産省】 (14)水田活用の直接支払交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、当該都道府県の水田フル活用ビジョンを踏まえて事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。			【農林水産省】水田活用の直接支払交付金実施要領の一部改正について(平成27年4月9日付け農林水産省生産局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_759">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_759</a>	
-	-	-	-	-	-
4【農林水産省】 (17)食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。			【農林水産省】平成27年度日本の食魅力再発見・利用促進事業のうち食のモデル地域育成事業(特用林産物及び水産物を中心とするものを除く)に係る公募要領(平成27年1月15日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_761">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_761</a>	
4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	763	07_産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省	対象外	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金実施要領	中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業の補助事業の一連業務の都道府県への移譲	中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業等(同様の目的・方法で実施する補助事業含む)の補助要件設定のほか、公募、審査、採択、補助金交付等の一連の業務を、必要となる人員、財源とともに、都道府県へ移譲すること。	『別紙参照』	—
H26	764	07_産業振興	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4条～第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱	地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道府県への移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。	<p>【支障事例】</p> <p>国は地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業に限定し、全国的視点のもとで採択を行っているとしているが、国が地域商業自立促進事業として実施するにぎわい創出イベントの開催支援、地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組、地域コミュニティの形成に向けた取組の支援は、県施策と内容が類似しており、支援の対象となる事業者にも差異はない(本県でも、国と同種の事業である、商店街新規出店・開業等支援事業、商店街支援事業、商店街整備事業等を実施)。</p> <p>平成26年6月に国が認定した事業を見ても、①イベント開催、②地域コミュニティ活動拠点施設整備、③空き店舗を活用したアート活動支援、イベント開催等となっており、全国レベルの先端的なモデル事業とは考えられない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>商店街の支援については、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町域にまたがることから、広域団体である都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。</p> <p>そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県へ移譲し、都道府県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策を実施する。</p> <p>【想定される事業スキーム】</p> <p>①金の流れ: 経産省→県(交付金)→商店街振興組合等</p> <p>②内容: 経産省では、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額も100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。</p> <p>③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択</p> <p>通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html</a>
H26	765	07_産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項、第40条、第41条、中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の都道府県への移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び中心市街地活性化法第40条第4項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務、同条第5項による通知、第41条第2項による認定の取消し など、中心市街地の活性化に関する事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。	<p>【支障事例】</p> <p>国は中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要があるとしているが、国が中心市街地再興戦略事業費補助金の対象としている子育て支援施設等を併設した複合商業施設や地域産品の販売所の整備、持続的ににぎわい創出につながるイベントの開催支援等は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町域にまたがることから、広域団体である県が行う方が総合的な施策展開が望める。</p> <p>また、経産省では、商店街関係の補助金も含め、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されている。県として地域の産業振興施策を一元化し、効率的に推進するにあたり支障があり、非効率である。</p> <p>そこで、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務を国から県へ移譲し、県施策との一元化を図ることにより、総合的な中心市街地の活性化施策を実施する。</p> <p>【想定される事業スキーム】</p> <p>①金の流れ: 経産省 → 県(交付金) → 商店街振興組合等</p> <p>②内容: 中心市街地再興戦略事業補助金は、1件あたりの補助額が100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。</p> <p>③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択</p> <p>通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80) (i)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。		【経済産業省】「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を受けた対応について(平成27年2月27日付け中小企業庁商業課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_764">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_764</a>		
4【経済産業省】 (8)中心市街地の活性化に関する法律(平10法92) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県としての意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。			【経済産業省】当道府県への周知文	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_765">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_765</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	766	07_産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)の都道府県への移譲	各都道府県内の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、コーディネーター・よろず支援拠点についても国の統一的な施策方針を踏まえながら都道府県が選定し、地域の中小企業の実情に応じた重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。 【支障事例】今回、兵庫県においてはよろず支援拠点に活性化センター、コーディネーターに活性化センターと密な連携がとれる専門家が選定されているが、国から、活性化センター内に既存の管理体制と別の管理体制をつくることが要求されており、団体内の予算と人員を効率的に配置することができず、運営が非効率なものとなっている。 また、活性化センターのような都道府県等中小企業支援センター以外の機関や専門家が選定された場合には、 ①財源と人員の運営が2団体に分散し、非効率になる。 ②都道府県等中小企業支援センター(兵庫県は活性化センター)も総合的支援の窓口となっており、利用者(中小企業者)が混乱する。 ③各支援機関は連携する総合的支援窓口が2箇所となり、混乱が生じるとともに対応において負担が生じる。 などの問題がある。 【移譲による効果】兵庫県においてはよろず支援拠点と同じ目的を有する「中小企業支援ネットひょうご」を以前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援ネットひょうご」の一元的な運用や財源の有効活用による支援体制の強化を図ることが可能となる。 【想定される事業スキーム】 金の流れ:経産省 → 県(交付金) → よろず支援拠点(委託費)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	767	07_産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省(特許庁)	対象外	中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱第2条第2項	中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)の実施主体要件の拡大	中小企業外国出願支援事業では、都道府県ごとに事業を実施することとしているが、各都道府県での事業実施主体(特許庁からの補助金交付対象)を「都道府県中小企業支援センター」(※(以下「中小企業支援センター」という))に限っている。 現在、中小企業支援センターに指定される機関は各都道府県に1機関のみであるが、技術や知的財産等の専門知識を有している機関が他にも存在する可能性があることから、より効果的に事業を実施するため、本事業の実施主体を1機関に限らず拡大すること。	【現行】 特許庁では、中小企業の海外への出願に係る費用の一部を補助する「地域中小企業外国出願支援事業」を平成20年度から実施している(平成26年度からは「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)」)。特許庁は、本事業は中小企業への経営支援の一貫として実施しているとの理由によって、各都道府県での実施主体を中小企業支援センターに限り認めている。 【支障事例】 兵庫県の中小企業支援センターである(公財)ひょうご産業活性化センター(以下「センター」という)は、特許に関するノウハウを十分有しておらず、また県の産業振興に係る事業を多数抱えており業務を遂行するリソースが不足しているため、平成25年度まで兵庫県では本事業が実施できていなかった。平成26年度からは、本事業を実施することになったものの、センターが抱える課題は解決されていないため、県が業務の多くをサポートしながら実施する状況となっている。 一方、県内における知的財産に係る事業(「知財総合支援窓口」業務等)は県の関係団体である(公財)新産業創造研究機構(以下「NIRO」という)で実施しており、知財に関するノウハウはNIROに集約されている。 【改正による効果】 本事業の実施主体を1機関に限らず、県の実情にあわせて、県内で中小企業の支援等を行い、かつ知的財産に関するノウハウ及び本事業の実施に意欲を有する機関においても実施可能とすることによって、中小企業に対してきめ細かく一貫した支援を実施することが可能となる。	—
H26	768	07_産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。	【現行】 平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本県:神戸商工会議所)への国の関与が残った状況にある。 【支障事例・制度改正の必要性】 見直し方針を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、①国は地方公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行うとされているものの、プロダクトマネージャー等の人選において、金融機関出身者等直接利害関係のある人物が選ばれることもあり、相談者が安心して相談できる体制の構築の面での支障が懸念されるなど、県の方針と必ずしも一致しない。 業種・企業形態も多種多様であるとともに地域性も強い中小企業の再生支援にきめ細かく対応していくためには、権限移譲を行い、都道府県が主体的に取り組む体制構築の必要がある。 各都道府県が中小企業支援センター等を中心に整備した支援体制において、再生支援は不可欠であり、国の関与が残っていることは、プロダクトマネージャー等について地域ニーズに合っている人選ができていない等の課題もあり、少なくとも地域で中小企業支援を実施している都道府県の意見を反映させるべきと考えられる。 【改正による効果】 中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見て、再生支援業務のみ国の役割とするのは不合理であり、国施策と絡む支援内容については国と連携して、地域の中小企業の実態を把握している都道府県が実施すれば、国が直接実施するよりも、より効果的な支援が可能となると考えられる。 兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携団体(29)と「中小企業支援ネットひょうご」を構築しており、再生支援業務が県に移譲されれば、県内支援機関等との連携が密になることから、他の経営支援、雇用支援との一体的な運用や財源の有効活用が可能となり、ワンストップ総合支援体制が強化される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	769	09_土木・建築	都道府県	兵庫県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条、第13条、河川法第9条	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 【制度改正の必要性】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体して各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなる。また、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄国道・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	770	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、大阪府	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第52条、第54条	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工事により生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付けるか、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設と一体的に行った方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】 その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。 【支障事例】 国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときは、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望により小型防舷材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	771	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	都市公園法第2条の3	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	【本県の状況】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。 【移譲による効果】 淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	772	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行】 現在、一の都道府県内へのみに事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。 【支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【移譲による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。 なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (2)港湾法(昭25法218) 国有港湾施設の管理受託者による原状変更の大臣承認(施行令17条の6)については、事務の円滑化を図るため、大臣承認を要しない軽微な変更の範囲を、管理受託者に通知する。			【国土交通省】国有港湾施設の管理委託の事務取扱について(平成27年3月5日付け国土交通省港湾局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_770">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_770</a>	
4【経済産業省(9)】【環境省(4)】 特定家庭用機器再商品化法(平10法97) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【経済産業省】家電リサイクル法に基づく再商品化等施設に係る情報の提供等について(平成28年11月30日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_772">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_772</a>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	773	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	774	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	775	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	776	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	777	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第10条から第15条、第17条、第20条から第36条、第38条から第40条、第42条から第43条、第46条から第47条、第49条、第52条から第53条	国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲	山陰海岸国立公園及び瀬戸内海国立公園の自然公園法5条から54条までの環境大臣権限のうち、都道府県で実施可能な事業執行権限、許認可権限、公園管理団体等の指定権限について、必要となる人員、財源とともに、所在都道府県に移譲すること。	【現行】 自然公園制度は、優れた風景や自然環境を保全しつつ活用することを目的とした制度である。 【支障事例】 現状、環境省による国立公園の管理は、保全が主になっており、その豊かな自然の活用までは、踏み込めていない。 【移譲による効果】 事業実施権限や許認可権限等の管理権限が財源とともに移譲されることにより、山陰海岸ジオパークなど、県及び地元市町等が実施する地域振興施策と連携した管理が可能となり。そうすることで、管内の国立公園が適正に保全され、魅力を高めることになり、地域の活性化に寄与する。 【地方に移譲された場合の懸念への対応】 なお、地方自治体は、開発部局を有し各事業を推進する立場も兼ね備えることから、地方自治体が国立公園の管理を行うことは利益相反になるため、国立公園の管理を行うことはできないという意見がある。しかし、県は国定公園を、事業部局とは独立した環境部局が、国立公園と同等の水準で管理しており、国立公園の管理は可能であると考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【財務省(4)】【厚生労働省(14)】【農林水産省(7)】【経済産業省(7)】【環境省(3)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
4【経済産業省(21)】【環境省(8)】 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【経済産業省】小型家電リサイクル法に基づき再資源化を行う施設に係る情報の提供等について(平成28年11月30日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_774">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_774</a>	
4【財務省(5)】【厚生労働省(15)】【農林水産省(8)】【経済産業省(11)】【国土交通省(5)】【環境省(5)】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【経済産業省】食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年7月31日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_775">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_775</a>	
4【財務省(3)】【厚生労働省(13)】【農林水産省(6)】【経済産業省(5)】【国土交通省(4)】【環境省(2)】 資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48) 特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【経済産業省】【財務省】資源有効利用促進法施行状況調査のご紹介について(平成28年12月27日付け経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_776">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_776</a>	
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	778	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止	農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。	【現行】農地転用については、現行では、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされている。 【支障事例】過去において企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間要した事例があり、計画的な地方の施策展開に支障が生じた。 【改正による効果】知事許可案件に係る大臣協議を廃止することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 また、地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。 なお、県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	779	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	がん診療連携拠点病院の指定権限の都道府県への移譲	がん診療連携拠点病院の指定権限を都道府県へ移譲すること。	【現行】都道府県が、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備、がん患者に対する相談及び情報提供を行うため設置しているがん診療連携拠点病院の設置については、その設置基準を厚生労働省が「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において定め、適当と認める場合には指定することとされている。 【移譲による効果】厚生労働省の指定にはかなりの時間を要し、都道府県の施策展開に支障を生じている。指定基準との適合は都道府県でも判断可能であることから、より素早い対応が可能である都道府県に指定権限を移譲すべきである。 また、指定権限の移譲を受ければ、都道府県は地域医療の実情を国よりも把握していることから、より適切ながん医療の提供が可能となる。 なお、権限移譲により、国への推薦に関する事務の省略や、国における検討会の廃止等により、3ヶ月程度の事務の迅速化を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	780	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】京都府	厚生労働省	A 権限移譲	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条	特定感染症指定医療機関の指定権限の都道府県への移譲	新感染症患者の入院を担当する特定感染症指定医療機関の指定権限を、必要となる人員、財源とともに都道府県へ移譲すること。 なお、都道府県への指定権限の移譲ができない場合でも、当該施設に対し、都道府県が必要に応じて、報告の徴収及び検査を行えるようこれらの権限を都道府県に移譲すること。	【現行】特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、現在、国が指定を行っている(指定状況:3病院) 【制度改正の必要性・効果】特定感染症のまん延防止を図るためには、より迅速な指定と指定後の医療機関の適正な運営管理が不可欠であることから、第一種、第二種感染症指定医療機関と同様に、国が特定感染症指定医療機関に係る指定基準を示し、これに基づき、地域医療の実情を把握した都道府県が指定等を行うことにより、法第38条に基づく指定・指導と法第43条に基づく報告徴収・検査が一体的かつ効果的に実施でき、医療機関のより適正な運営確保が可能となるため、都道府県知事に指定権限を移譲することが望まれる。 指定権限の移譲ができない場合にも、当該医療機関の適正な運営確保の観点から、特定感染症指定医療機関に係る指定基準を示すとともに、法第43条に基づく当該医療機関に対する報告の請求や検査を行う権限だけではなく、法第38条第4項(指導)の権限を都道府県に移譲することが望まれる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。</li> <li>都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。</li> <li>農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</li> <li>協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。</li> <li>上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</li> </ul> <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</li> <li>4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	782	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第7条の38、第7条の39、第12条、第23条、第24条、第26条、第29条 等	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	効率的な地域医療体制の整備を実効あるものとするため、保健事業の推進等による医療費の適正化を図る観点から、以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。 (1)健康保険組合の設立認可 (2)健康保険組合の合併・分割・解散認可 (3)健康保険組合の実地指導監査 (4)全国健康保険協会(協会けんぽ)の支部が行う業務の検査	【現行】 都道府県では「医療費適正化計画」の達成に向け特定健診・特定保健指導の推進を図っている。 【支障事例】 現状では管内の被用者の特定健診等実施率や事業の取組状況が適時に把握できない。 【移譲による効果】 権限移譲により、①被用者保険も含めた特定健診・特定保健指導事業の実施率向上 ②県が行う企業向け健康推進事業への参画促進 ③勤労者に対する健康づくり事業等の充実強化が可能となり、国保と併せて都道府県内のすべての保険者の医療費適正化事業の推進を図ることができる。 ※ (1)～(4)の権限移譲項目のうち、特に医療費適正化に係るものとして、健康保険法第7条の38・39に該当する健康保険組合及び全国保険協会(支部)に対する指導権限の移譲を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html</a>
H26	783	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する事務・権限の都道府県への移譲	臨床修練を実施する病院の指定権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 現在、臨床修練は厚生労働大臣が指定する病院において実施することとされている。 【制度改正の必要性】 国よりも都道府県の方が、地域医療の実情に精通しているため、都道府県知事が臨床修練を実施する病院の指定を行うべきである(国においては、下記基準の③の病院についての判断が書面等でしか判断できない)。 《受入病院の基準》 ①大学病院 ②臨床研修病院 ③臨床研修病院と同等の教育体制を有する病院 【支障事例・改正による効果】 現状における国による指定には、①制度の申請窓口が厚生労働省のみとなっていること、②申請には多くの添付書類が要求されていること、③近年、修練制度の許可件数が大幅に増えていること等から、申請から概ね半年程度の期間を要するため、機動的な対応ができていない。病院の指定権限を都道府県に移譲し、申請窓口を増やすこと等で分散化され、迅速な対応が可能となる。 《参考》 臨床修練制度許可件数 H23実績 180(67) H24実績 169(31) ※ ( )内は当初見込件数 以上より、臨床修練を実施する病院の指定権限を都道府県に移譲することにより、地方の実情にあった機動的、弾力的な運用が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html</a>
H26	784	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	保険医療機関等の指定・取消処分に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需給調整を行うため、健康保険法等に基づく保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	【現行】 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分に関する権限は地方厚生局の権限とされている。 社会保障制度改革国民会議において、県は「地域医療の提供水準を定め、県民の負担水準を定める」責任主体と位置づけられた。 【移譲による効果】 保険医療機関の指定・取消権限を移譲することで、診療報酬決定の一部権限移譲と相まって、地域で必要とされる診療科(医)の適正配置を誘導することが可能となるとともに、取消権限により医療費適正化の推進が図れ、地域医療の提供体制と医療費水準の確保が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html</a>
H26	785	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律第71条 厚生労働省告示(診療報酬の算定方法) 等	診療報酬の決定に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬単価(1点=10円)について、一定の要件のもとに独自設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 健保法、高確法に規定する療養の給付に要する費用の額は厚生労働大臣が定めることとなっている。 【移譲による効果】 この権限のうち、診療報酬単価を定める権限(1点を10円と定める権限)の移譲により、へき地等医療機関の不足する地域に必要とされる診療科の報酬面での優遇設定が可能となり、地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p>4【厚生労働省】  (11)外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭62法29)  厚生労働大臣が行う臨床修練病院等の指定(2条5号)については、当該指定の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。</p>			<p>【厚生労働省】臨床修練病院等及び臨床教授等病院の指定に係る標準的な処理期間の設定について(平成27年2月26日付け厚生労働省医政局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_783">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_783</a></p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	787	09_土木・建築	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第85条の2、第85条の3	建築基準法における伝統的建造物群保存地区内の建築物等に係る市町村条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	市町村の条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】都市計画法上は、伝統的建造物群保存地区については当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制について定めるものとして、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっては都道府県との協議(町村にあつては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】建築基準法第3条1項各号の法の適用除外等については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。また、景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和についても、伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和と同様の手続であることから、都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することとし、これにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	788	09_土木・建築	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第20条第1号、第68条の26、同施行令第108条の3第1項第2号及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2の2第1項、第139条第1項第3号及び第4号口(令第140条第2項、令第141条第2項、令第143条第2項、において準用するものを含む。)、第144条第1項第1号口及びハ(2)	建築基準法に定める基準等によらない大規模な建築物等における特殊な避難や構造方法などの構造方法等の認定権限の都道府県への移譲	超高層建築物や大規模な建築物等における特殊な方法による耐震性能や防火避難性能の確保について、建築物ごとに構造方法等を「国土交通大臣」が認定する仕組みを「都道府県知事」の認定に改めること。	【現行】建築基準法に定めていない特殊な建築材料や構造方法などの認定(構造方法等の認定)については、国土交通大臣はその性能を評価し、その結果に基づき審査することとされており、その審査に必要な評価を指定性能評価機関に行わせている。 【支障事例】例えば、兵庫県立芸術文化センター建設時において、大規模な空間を確保するため、法の認定が必要な避難安全検証法に基づく設計としたため、国への認定手続きに時間を要した。 【移譲による効果】認定対象となる構造方法等のうち、「超高層建築物等」、「避難安全検証」、「耐火性能検証」は、①建築物等ごとの個別検証となること、②民間の性能評価機関において性能評価の実務が行われていることから、都道府県知事の認定とすることが可能で、かつ認定に要する期間の短縮を図ることができる。 <認定対象となる構造方法等のうち、移譲を求めるもの> ・超高層建築物等の認定(構造耐力)(建築基準法第20条第1号) ・耐火性能検証等の認定(建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び第4項) ・避難安全検証の認定(第129条の2第1項及び第129条の2の2第1項) ・煙突の認定(構造耐力)(第139条第1項第3号及び第4号口) ・鉄筋コンクリート造の柱等の認定(構造耐力)(第140条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口)) ・広告塔又は高架水槽等の認定(構造耐力)(第141条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口)) ・乗用エレベーター又はエスカレーターの認定(構造耐力)(第143条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口)) ・遊戯施設の認定(構造耐力)(第144条第1項第1号口及びハ(2))	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	789	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	790	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vii)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)</p>			<p>【国土交通省】建築基準法に基づく国土交通大臣の承認を得て、条例により建築基準法の規定を緩和した具体的な事例について(技術的助言)(平成27年12月24日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_787">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_787</a></p>	
<p>4【国土交通省】 (2)建築基準法(昭25法201) 超高層建築物等の構造方法に係る国土交通大臣の認定(20条1項1号)については、認定手続の迅速化等を図るとともに、事業者の円滑な申請に資するよう、申請内容に関するチェックリストの作成等の措置を講ずる。</p>			<p>【国土交通省】建築基準法第68条の26第5項の性能評価書に係るチェックリストについて(平成27年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_788">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_788</a></p>	
<p>6【文部科学省(3)】【厚生労働省(14)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間(5条)については、廃止する。</p>					
<p>6【文部科学省(3)】【厚生労働省(14)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。 ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。 ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	791	05.教育・文化	都道府県	兵庫県	文部科学省、総務省	対象外	学校教育法 第2条、附則第5条、地方独立行政法人法第21条、第70条	公立大学法人の業務範囲の拡大	公立大学法人が、現行の学校教育法、地方独立法人法では認められていない大学及び高等専門学校以外の学校(小学校・中学校・高等学校)の設置管理を行えるよう現行法の改正を行うこと。	【現行】 兵庫県立大学は、附属の高等学校及び中学校を管理、運営し、大学やSPring-8等の近隣の研究施設等の活用により生徒の科学技術への関心を高めるとともに、中学・高校と大学を一貫した教育期間として捉え、特別推薦入試の実施や研究施設と連携した教育プログラムを開発し、これまで高い学習効果を得てきた。 【支障事例】 平成25年4月、兵庫県立大学が公立大学法人に移行したことから、現行の学校教育法、地方独立行政法人法では、附属中学校及び附属高等学校を管理、運営することができないため、県立大学の附属機関から附属中学校及び高等学校を切り離さざるを得なくなった。 【制度改正の必要性】 次代を担う科学技術における学術研究の後継者や国際感覚豊かな創造性溢れる人材を育成していくためには、県立大学のイニシアチブのもと、最先端の研究施設や人的資源を有効に活用した県立大学との連携が不可欠である。	—
H26	792	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第5項	基準病床数の算定における各種規制の緩和	医療計画で定める基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の指定や上下限の制限の撤廃又は参酌基準化すること。	【現行】 現状では、基準病床数について、国が定める全国一律の算定基準に基づき算出されている。 【制度改正の必要性】 過去に、基準病床数の見直しを行った結果、過剰となる圏域から地域の実情に応じた病床の配分について要望があったが、基準病床数の算定式が国の一律基準により定められていることから、県において地域の実情を踏まえたバランスのとれた病床の配分ができなかった。 したがって、基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の算定や上下限の制限の撤廃又は「従うべき基準」を参酌基準化すべきである。 なお、県民に支障なく継続的・安定的に需要バランスのとれた医療を提供できるよう、地域のニーズを含めた実態に沿った病床数の加算のみを想定しているものであり、県独自の算定が直ちに過度の病床超過を招くものではない。 【具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性】 1 国の見直しにより「既存病床」の補正基準について条例に委任されたが、「従うべき基準」であり、地方に裁量の余地がない。また、地方提言の趣旨である「基準病床」数設定の廃止ではなく、実質的には現行の制度と同じ状況である。 2 基準病床数制度は、全国一律の算定方式であることから、全国から患者が集まるような高度医療を行う病院が病床過剰圏域にある場合など、地域医療の実態を反映させることができない(増床のためには特例病床制度での対応を強いられ、適時適切な病床整備は困難である)。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-kekka.html</a>
H26	793	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止すること。	【現行】 現状では、都道府県の医療計画が公示された後、病院の開設許可や病床数の増加等の申請があった場合には、厚生労働大臣との協議を行い、その同意を得た数を加えた数を基準病床数にすることとされている。 【支障事例】 厚生労働大臣との事前協議及び同意には1年程度という長い時間を要するため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が妨げられている。 【改正による効果】 厚生労働大臣との事前協議を廃止することで、審査期間が1～2ヶ月に短縮されるため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が可能になる。 なお、厚生労働大臣への事前協議・同意を不要とすることで必要以上の病床が設置されることの懸念は、「医療審議会の意見を聞くこと」等の条件を付することで一定の歯止めをかけられる。ただ1ヶ月程度で協議終了できるのであれば、本制度を継続しても良いと考えられる。その場合でも、受付時期によって必要日数が変動しないよう、配慮頂くことが必要。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-kekka.html</a>
H26	794	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第7条の2第3項	休眠病床を有する医療機関に対する許可病床数削減勧告制度の範囲の拡大	公的医療機関に対してのみ都道府県に認められている病床削減命令(休眠病床の範囲内に限る)の対象を、公的医療機関以外の医療機関にまで拡大すること。	【現行】 現状では、病床削減命令は、公的医療機関のみに対して認められている。 【改正による効果】 しばしば病床過剰地域から病床設置したい旨の要望を受けるが、病床過剰地域であるため、不可能との回答をしている。一方、当該地域での民間病院における休眠病床が一定程度存在しており、矛盾が存在する。休眠病床の削減を命ずることが出来れば、新たな需要に応じた病床を整備することが出来る。県内の休眠病床は2300床程度存在しており、仮に休眠病床の全てを削減した上で新たな病床を整備できれば、地域医療の更なる充実に寄与出来る。 《本県の提案内容》 新法では、「構想区域の病床数が基準病床数を超過している」場合に、休眠病床に対して「許可病床数削減の要請」が出来ることとされており、一定条件下で「要請」が可能となった。一方本提案では条件を設けず、休眠病床に対する「削減命令」を可能とした。 【条件を設けない事理由】 県内10圏域の内、過剰病床圏域は1カ所のみであり、新法下では当該圏域に所在する医療機関のみに対して病床削減の要請が出来る。一方「構想区域の病床数と基準病床数との差」が100床未満の圏域は7圏域にのぼり、これら圏域についても病床削減が成されない限り、新規事業者による病院開設といった新たな医療の提供を期待することは難しい。 【要請ではなく命令とした理由】 「要請」では病床削減の効果を得づらいと考えており、「命令」まで踏み込んだ。 【公的医療機関に対する削減命令では足りない旨の理由】 公的病院に対しての病床削減のみでは削減出来る数が限られてしまい、医療機能の提供(病院開設)に結びつきづらい。公的医療機関は救急医療などの必要な医療を提供する責務があり、地域中核病院として一定の機能を担っていることが多く、削減の余地が限られる。 民間病院が保有する病床数の割合が大きい(78.8%:兵庫県内医療機関 H25兵庫県調べ)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。					
6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	795	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第88条の3 指定介護老人福祉施設の人 員、設備及び運営に関する基準 第2条第1項第3号イ 指定施設サービス等に要する費 用の額の算定に関する基準	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 及び介護老人保健施設 の設備及び運営に関する 基準の「従うべき基準」 の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備 及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基 準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で 「参酌すべき基準」に見直すこと。	【本県の状況】 特別養護老人ホームの場合、現在は要介護1以上の高齢者が入所可能であるが、入所者の平均要介護 度が4を超えているため、職員配置基準(利用者:職員=3:1)を超えた人員配置を行っている(従来型 2.19、ユニット型1.60)。 【支障事例】 平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となるため、平均要介護度は更 に高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退所率は現在 の約22%から30%程度まで上昇する見込みである。 2025年を見据えると、今後高齢化率が安定化すると予想される(65歳以上人口増加率が比較的低い)も の施設整備が量的に進んでいる県と、今後急速な高齢化が予想(65歳以上人口増加率が比較的高 い)されながら施設整備が進んでいない都府県において、退所率の増加に伴う特養の利用状況が異なる (空室の増加等)ことが予測される。 【制度改正の必要性】 利用状況に応じた人員配置を行わないと運営が成り立たない施設も生じると考えられるため、全国一律の 配置基準ではなく、都道府県の実情に応じた対応ができるよう参酌標準(要介護度の割合別や規模別の 人員配置基準を段階別に設定)が必要である。 必要な設備や人員配置については、全国一律で「従うべき基準」とされている、各都道府県がそれぞれ利 用実態を踏まえた基準を定めるとともに、当該基準に連動した介護報酬が確保されることにより、住み慣れた 地域で安定したサービスの提供が可能となる。 【改正による効果】 全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等)に見直 すことにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能となる。 ケアに応じた介護報酬の適切な評価に繋がり、職員の給与改善にも資する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	796	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取 県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の4第2 項等 児童福祉法に基づく指定通所 支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準第5条第6 項	指定通所支援、指定入 所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準の 「従うべき基準」の見直し	指定障害児通所支援等に配置する従業者及びその員 数、居室の床面積その他設備に関する事項等につい て、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源 を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【第1次一括法制定時からの状況変化】 平成24年4月より障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 障害児相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つから ない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の4町(市川町、香美町、新温泉町、福崎町)で障害 児相談支援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、障害児相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ 兼務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。 例えば、10人規模の放課後等デイサービス事業所と障害児相談支援事業所を一体で運営する場合、児 童発達支援管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業 務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難) このような兼務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足して いる障害児相談支援事業所の開設を促す事ができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	797	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取 県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律第30条第2項等 障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律に基づく指定障害者福祉 サービスの事業等の人員、設備 及び運営に関する基準第50条 第6項	指定障害者支援施設等 の人員、設備及び運営の 基準のうち「従うべき基 準」の見直し	指定障害者支援施設等に配置する従業者及びその員 数、居室の床面積その他設備に関する事項等につい て、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源 を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【第1次一括法からの状況変化】 平成24年4月より計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 計画相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つから ない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の3町(市川町、香美町、新温泉町)で計画相談支 援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、計画相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ 兼務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。 例えば、10人規模の生活介護事業所と計画相談支援事業所を一体で運営する場合、サービス管理責任 者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それ ぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難) このような兼務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足して いる計画相談支援事業所の開設を促す事ができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	798	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山 県、鳥取県、徳 島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項	児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準のう ち「従うべき基準」の見直 し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及 び病室の床面積その他設備に関する事項等について、 「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措 置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【改正による効果】 保育士の配置や設備の面積については、「従うべき基準」とされているが、地域の実情に応じた基準を地 域で定めることが出来れば、子どもが少なく、保育士の確保も困難な郡部や離島等で円滑な事業の実施 が可能となる。 【支障事例】 保育所における給食の外部搬入について、地域によっては乳幼児数の減少から設備や調理員の確保が 必要となる自園調理が大きな負担になっている民間保育所がある。運営の合理化を図るため、外部搬入 を行おうとしても、この基準のために実施できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	799	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	改正後児童福祉法第34条の8の2第2項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【現行】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置については、「従うべき基準」とされている。 【改正による効果】地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、従事者の確保が困難な郡部や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	800	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	対象外	医師法第2条、第6条、第17条	粒子線治療施設等先端医療施設における外国医師の診察の業務解禁	自国において専ら放射線腫瘍医として従事し3年(注1)以上の経験を有する外国医師については、粒子線治療施設等先端医療施設での1年(注2)以上の研修の後、日本人の指導医のもと粒子線治療施設での診察を可能とすること。 ※注1 外国人臨床修練制度の許可条件である外国医師の資格取得後の業務経過年数 ※注2 粒子線医療センターにおける標準研修期間	【現行】医師になるようとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこととされている。 【支障事例】現在、国内の放射線腫瘍医は絶対数が不足しているが、一方で、放射線治療患者はこの10年間で倍増しており、今後も増えていくものと考えられる。 【改正による効果】外国医師を受入ることによって放射線腫瘍医の絶対数の不足解消に役立つことが見込まれる。あわせて、日本が誇る粒子線医療の海外における普及の促進に寄与し、粒子線治療装置の輸出の促進にも繋がっていくものと考えられる。 ※ なお、粒子線治療においては、内科や外科などと違い、患者の容態が急変するようなことは少ないことから、外国医師に業務を解禁しても支障は少ない ※ また、海外からの患者にとっても自国の言葉を話せる医者の存在が安心感を与える。	—
H26	801	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】徳島県	厚生労働省、法務省	C A又はBに関連する見直し	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条(出入国管理法及び難民認定法)	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等	「医学物理士」の臨床修練制度対象者への追加や、外国人医師の臨床修練期間の弾力的運用を可能にすること。	【現行】外国医師等が行う臨床修練は、医師、歯科医師、助産師等が対象とされているが、粒子線治療を行うために必要不可欠である「医学物理士」は対象となっていない。 【制度改正の必要性】粒子線治療を行うためには、個々人の人材育成ではなく、治療を担うスタッフ全員を対象としたチームとしての人材育成が不可欠である。その中で粒子線治療には大学院で物理を履修した「医学物理士」の存在が重要となるが現在の臨床修練制度ではこのような人材は対象となっていないことから、粒子線治療の普及・発展の観点からも制度の対象とすることは必要である。また、現状の2年という臨床修練期間では、一連の技術習得には十分な期間が担保できない(日本人(大学院博士課程で物理を履修)の場合であってもその教育に2年はかかる)ことから、臨床修練期間の弾力的運用は必要である。 【別案】粒子線医療は、医学物理士も含めたチーム医療で成立することから、臨床修練制度への位置付けが必要と考えるが、国家資格ではないという理由で「医学物理士」の臨床修練制度への位置付けが困難な場合は、出入国管理法及び難民認定法の別表第一の二に規定される在留資格「研修」の在留期間として「2年」を追加し、「外国人医師等臨床修練制度」と同期間の在留期間とすることで対応可能。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-